

西表島森林生態系保護地域におけるテント設営の考え方（案）

西表島森林生態系保護地域においては、今後利用客が増えることも予想されることから、貴重な森林生態系を保護・保全するためには、テント設営可能な場所を限定的に指定し、管理体制も明確にする必要がある。

森林生態系保護地域の保存地区は、森林生態系の厳正な維持を図ることを目的とするため、キャンプ利用は認められない。このためテント設営が可能な指定地については、保存地区以外（保全利用地区含む）で設置するものとする。

また、森林生態系保護地域全域において、たき火は禁止とする。（テント設営場所等地表植生のない場所での、コンロ等地面に直火とならない火器の使用は可）

【一般の観光客】

登山者による自然環境への影響や安全確保等の観点から、テント設営は指定地に限定するものとする。

【調査・研究目的で入山する研究者等】

テント設営は指定地で行うものとする。

ただし、やむを得ない場合は、国有林野入林申請書等必要書類を提出し許可を得た上で、空き地でのテント設営を可能とする。その際には、森林生態系に悪影響を及ぼさないよう留意すること。

【遭難者の捜索等、非常事態における入山】

テント設営場所については、限定しないものの、森林生態系に悪影響を及ぼさないよう留意すること。